

ほっと・氷川台ケアプランサービス運営規程

(事業の目的)

第1条

(株)ほっと・すぺーすが開設する、ほっと・氷川台ケアプランサービス（以下「事業所」という）が行う居宅介護支援の事業（以下「事業」という）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員が要介護状態にある高齢者に対し、適正な指定居宅介護支援を提供する事を目的とする。

(運営の方針)

第2条

- (1) 事業所の介護支援専門員等は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、その利用者が可能な限りその居宅において、有する能力に応じた自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の立場に立って援助を行う。
- (2) 事業の実施にあたっては、利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の選択に基づき適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう、中立公正な立場でサービスを調整する。
- (3) 事業の実施にあたっては、関係市区町村、地域の保健・医療福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービス計画の提供に努めるものとする。
- (4) 地域包括支援センターから支援困難ケースが紹介された場合には速やかに対応できるよう、主任介護支援専門員は担当件数を常に調整する。
- (5) 居宅介護支援事業者は、適切な居宅介護支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動または優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護支援専門員の就業環境が害することを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じる。

(事業所の名称及び所在地)

第3条

事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 ほっと・氷川台ケアプランサービス
- (2) 所在地 東京都練馬区氷川台3丁目19番7号 井垣ビル2階

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条

事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名（主任介護支援専門員兼務）
管理者は、事業所の従業員の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- (2) 主任介護支援専門員 1名以上（うち1名管理者兼務）
- (3) 介護支援専門員 1名以上
介護支援専門員は、指定居宅介護支援の提供にあたる。
- (4) 事務職員 1名以上

(管理者の責務)

第5条

指定居宅介護支援事業者の管理者は、当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員その他の従業者の管理、指定居宅介護支援の利用の申込みに係る調整および業務の実施状況の把握、その他の管理を一元的に行わなければならない。

(営業日および営業時間)

第6条

事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から金曜日（ただし、祝日及び12月29日から1月3日までを除く。）
- (2) 営業時間 午前9時から午後6時までとする。
- (3) 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

(指定居宅介護支援の提供方法、内容及び利用料等)

第7条

指定居宅支援の提供方法及び内容及び指定居宅介護支援を提供した場合の利用料の額は、次の通りとする。ただし、当該指定居宅介護支援が法定代理受領サービスである時は、利用料を徴収しない。

- (1) 1 介護支援専門員は利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接して支援する上で解決しなければならない課題の把握及び分析を行い、その課題に基づき居宅サービス計画を作成する。フォーマルな支援だけではなく、可能な限りインフォーマルの支援も入れた計画の作成をおこなう。
- 2 利用者による居宅サービスの選択に資するよう、当該地域における指定居宅サービス事業者などに関するサービスの内容、利用料等の情報を適正に利用者またはその家族に対し提供し、居宅サービス計画及びサービス事業者に関し利用者の同意を得た上で、サービス事業者・医療機関などとの連絡調整その他の便宜の提供を行う。計画に位置づける居宅サービス事業所について、複数の事業所の紹介を求めることを可能とする。また、ご紹介した当該事業所をケアプランに位置づけた理由を利用者、家族が求めることを可能とする（住宅改修事業者を含む）。
- 3 居宅サービス計画を作成した際には、当該居宅サービス計画を利用者及び担当者・医師等に交付する。適切な保健医療サービス及び福祉サービスが総合的かつ効率的に提供された場合においても、利用者が介護保険施設への入所などを希望した場合は、介護保険施設への紹介その他便宜を提供する。
- 4 課題の分析について使用する課題分析表は当事業所独自の方式を用いる。
- (2) 介護支援専門員は居宅サービス計画の作成後においても、利用者及びその家族や指定サービス事業者などとの連絡を継続的に行い、居宅サービス計画の実施状況（以下「モニタリング」）を把握するとともに、少なくとも月1回訪問することにより利用者の課題把握を行い、居宅サービス計画の変更及びサービス事業者などとの連絡調整その他便宜の提供を行い、毎月1回モニタリングの結果を記録する。また一定の条件でテレビ電話装置その他の情報通信機器を活用したモニタリングを可能とする（その際は2か月に1回の訪問義務付け）。ただし、感染症等の緊急事態時に利用者、家族の意向且つ行政が適切であると判断した場合は対面せず行うことを可能とする。
- (3) 介護支援専門員は必要に応じサービス担当者会議を当該事業所などで開催し、担当者から意見を求めるものとする。ただし、感染症等の緊急事態時に利用者、家族の意向且つ行政が適切であると判断した場合は対面せず行うことを可能とする。また本人、家族の同意のもとICTを活用しての会議を可能とする。

- (4) 介護支援専門員は指定居宅介護支援の提供にあたっては、利用者の自宅などにおいて、利用者またはその家族に対しサービスの提供方法などについて理解しやすいよう説明を行うとともに、相談に応じることとする。
- (5) 介護支援専門員は前6か月に当該居宅支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうち訪問介護、通所介護、福祉用具貸与および地域密着型通所介護がそれぞれ位置づけられた居宅サービス計画の数が占める割合、前6か月に当該居宅支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護ごとの回数のうち同一の指定居宅サービス事業者または指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合等につき、説明し理解を得なければならない（努力義務）。
- (6) 感染症・災害への対応力強化のためBCP計画（業務継続計画）の作成・研修・訓練の実施を義務づける。虐待の防止に際して、虐待責任者を管理者とし定期的に計画を立て内部研修等をおこない、虐待や虐待が疑われた場合の対応体制を確立する。
- (7) 料金
 - 1 利用料については別紙の通りとする。
 - 2 次条の通常事業の実施地域を越えて行う指定居宅介護支援などに要した交通費は、その実額を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は次の額を徴収する。
事業所から、通常事業の実施地域を越え1km毎に300円。
 - 3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者またはその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名捺印）を受けることとする。

（通常事業の実施区域）

第8条

通常の実施区域は、練馬区の一部、氷川台1～4丁目、平和台1～4丁目、練馬1～4丁目、早宮1～4丁目、錦1,2丁目、羽沢1～3丁目、北町1～8丁目、田柄1～5丁目、春日町1～6丁目、桜台1～6丁目、旭丘1,2丁目、栄町、豊玉北1～6丁目、光が丘1～7丁目とし、その他の地域は要相談とする。

（事故発生時の対応）

第9条

介護支援専門員等は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には速やかに関係市区町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じ、管理者に報告しなければならない。

（苦情・ハラスメント処理）

第10条

- (1) 事業所は、提供した指定居宅介護支援または居宅サービス計画に位置づけた指定居宅サービス等に対する利用者またはそのご家族等からの苦情・ハラスメントに迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講ずるものとする。
- (2) 事業所は、提供した指定居宅介護支援に関し、介護保険法第23条の規定により関係市区町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求めまたは関係市区町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び関係市区町村が行う調査に協力するとともに、関係市区町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- (3) 事業所は、居宅サービス計画に位置づけた指定居宅サービスに対する苦情の国民健康保険団体連合会への申立てに関して、利用者に対し必要な援助を行うものとする。

- (4) 事業所は、指定居宅介護支援等に対する利用者からの苦情に関して、国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、自ら提供した指定居宅介護支援に関して国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(虐待防止に関する事項)

第 11 条

事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

- 1 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施。
- 2 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
- 3 虐待防止委員会の設置
- 4 虐待防止の指針整備
- 5 虐待防止責任者の設置
- 6 その他虐待防止のために必要な措置

事業所は、サービス提供中に当該事業所従業者または養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを関係市区町村に通報するものとする。

(その他運営についての留意事項)

第 12 条

- (1) 指定居宅介護支援事業所は、介護支援専門員の資質向上を図るため、虐待防止・権利擁護・ハラスメント・自然災害・防災・感染症・認知症ケア等の事項に関して、研修期間が実施する研修や当該事業所内の研修への参加の機会を計画的に確保する。また個人目標にあわせた従業者ごとの研修を実施するものとし、業務体制を整備する。研修受講後は記録を作成し、研修機関等が実施する研修を受講した場合は、復命を行うものとする。
- 1 虐待防止に関する研修 年 1 回以上
 - 2 権利擁護に関する研修 年 1 回以上
 - 3 ハラスメントに関する研修 年 1 回以上
 - 4 自然災害・防災に関する研修 年 1 回以上
 - 5 感染症に関する研修 年 2 回以上
 - 6 認知症ケアに関する研修 年 1 回以上
- (2) 従業者は業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持する。
- (3) 従業者であった者に、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- (4) 事業所は、指定居宅介護支援に関する諸記録を整備し、その完結の日（当該指定居宅介護支援を提供した日をいう）から最低 2 年間は保存するものとする。
- (5) 居住支援特別手当について「東京都介護職員・介護支援専門員居住支援特別手当事業補助金交付要綱」の運用に準拠し支給するものとする。この手当の支給は「東京都介護職員・介護支援専門員居住支援特別手当事業補助金」の交付対象となる期間とする。

この手当の支給額は次による。

- 1 「東京都介護職員・介護支援専門員居住支援特別手当事業補助金交付要綱」第 7 条 1（1）に当たる支給額 10,000 円
- 2 第 7 条 4（2）に当たる加算額 10,000 円

- (6) この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、㈱ほっと・すぺーすと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

付則	この規程は、平成 16 年 10 月 1 日から施行する。
	この規程は、平成 18 年 7 月 1 日から施行する。
	この規程は、平成 19 年 2 月 1 日から施行する。
	この規程は、平成 19 年 6 月 1 日から施行する。
	この規程は、平成 20 年 6 月 16 日から施行する。
	この規程は、平成 20 年 9 月 1 日から施行する。
	この規程は、平成 21 年 9 月 1 日から施行する。
	この規程は、平成 22 年 11 月 1 日から施行する。
	この規程は、平成 23 年 10 月 1 日から施行する。
	この規定は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。
	この規定は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。
	この規定は、令和 1 年 11 月 1 日から施行する。
	この規定は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。
	この規定は、令和 5 年 1 月 1 日から施行する。
	この規定は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。
	この規定は、令和 7 年 12 月 1 日から施行する。